

4) 国道17号沿線区域

【基本的な考え方】

- ・落ち着きのある沿道景観を形成する。
- ・沿道から見る遠景の自然景観を確保する。
- ・山々から見下ろされる眺望景観を確保する。

【建築物・工作物の基準】

項目		基準													
建築物	形態意匠	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周囲に突出感や違和感を与えないまとまりのある形態となるよう努める。 												
		屋根の素材	-												
		屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観との調和や眺望景観に配慮し、明度・彩度の低い色彩を使用するよう努める。 ・彩度の高い奇抜な色彩は避ける。 ・基調色には、以下の推奨色を使用するよう努め、禁止色は使用しない。 【マンセル表色系】(p. 52 「<参考>色彩基準のイメージ」参照) 												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td><td>-</td><td>4.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr> <tr> <td>禁止色</td><td>-</td><td>-</td><td>6.0 以上</td></tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下	禁止色
	色相	明度	彩度												
推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
外壁の素材	-														
外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観や遠景の眺望景観との調和に配慮し、彩度の低い落ち着いた色彩を使用するよう努める。 ・複数の色彩を使用する場合は、色相や色調をなるべく統一する等、乱雑な景観にならないよう工夫する。 ・彩度の高い奇抜な色彩は避ける。 														
	<p>※強調色（アクセントカラー）として用いるものについてはこの限りではないが、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は合計使用面積）は、壁面の面積の5分の1以下とすること。</p> <p>【マンセル表色系】(p. 52 「<参考>色彩基準のイメージ」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td><td>-</td><td>3.0 以上</td><td>2.0 以下</td></tr> <tr> <td>禁止色</td><td>-</td><td>-</td><td>6.0 以上</td></tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上	2.0 以下	禁止色	-	-
	色相	明度	彩度												
推奨色	-	3.0 以上	2.0 以下												
禁止色	-	-	6.0 以上												
細部意匠	-														
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建物等から突出しない高さとなるよう努める。 ・背後に広がる田園・山林景観等に配慮した高さとなるよう努める。 														
	<p>※高床住居等、機能上やむを得ない場合においてはこの限りではない。</p>														
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路から極力後退することや、背後に視線が抜けるようにすること等、周囲に広がる田園・山林景観等の眺望に配慮した配置となるよう努める。 ・沿道景観の一体感に配慮し、周辺の建物と壁面の位置を揃える等、整然とした配置となるよう努める。 														
	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するよう努め、やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠し等による修景に努める。 ・敷地内は、積極的な緑化や適切な管理を行い、周辺環境に配慮するよう努める。既存樹木がある場合には、その保全に努める。 ・門、塀、垣、柵等を設置する場合には、周囲との調和に配慮する。 														
建築設備・外構等															

項目	基準												
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高さのあるものや大規模な敷地面積を有するものはできる限り道路や建物等から離れた位置に配置する。 反射光のある素材を使用する場合は、道路等から見えないよう高さや向きを工夫する等、周辺との調和に配慮する。 遠景の自然景観を阻害しない高さとなるよう努める。 周辺建物等との調和に配慮し彩度の低い色彩を使用するよう努める。 基調色には、以下の推奨色を使用するよう努め、禁止色は使用しない。 ※強調色（アクセントカラー）として用いるものについてはこの限りではないが、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は合計使用面積）は、壁面の面積の5分の1以下とすること。 【マンセル表色系】(p. 52 「参考>色彩基準のイメージ」参照) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td><td>-</td><td>3.0 以上</td><td>2.0 以下</td></tr> <tr> <td>禁止色</td><td>-</td><td>-</td><td>6.0 以上</td></tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	-	3.0 以上	2.0 以下	禁止色	-	-	6.0 以上
	色相	明度	彩度										
推奨色	-	3.0 以上	2.0 以下										
禁止色	-	-	6.0 以上										

【その他の行為の基準】

項目	基準
開発行為/土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 切土・盛土は必要最小限にとどめるよう努める。 法面や擁壁が生じる場合はできる限り緩やかな勾配とする等、周囲の圧迫感等を軽減するよう努める。 敷地内の緑化に努める。
木竹の植栽・伐採	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採は、皆伐はできる限り避け、既存樹木の保全に努め、必要最小限の伐採にとどめる。
屋外の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、植栽等で見えないように遮蔽するよう努める。